

2012.5.28

1 頁註1)最終行

事務管理、不当利得に関する規定は存在しない。
→ 不当利得に関する規定は存在しない。

30 頁 17 行目

「前契約」 *avant-projet* → 「前契約」 *avant-contrat*

35 頁下から 8 行目

Geshäftsgründunglage → *Geschäftsgrundlage*

50 頁註 38)

冒頭に「清水・」を追加。

113 頁 15 行目

債務不履行責任 → 債務不履行責任説

115 頁 3 行目

時代区分説 → 時的区分説

121 頁 1 行目

適法有効なである。 → 適法有効である。

123 頁下から 1 行目

(585 条) → (585 条 1 項)

177 頁 6 行目

「(c) 事業用借地権 存続期間は 10 年以上 20 年以下とされる (23 条 1 項)。」
→ 「(c) 事業用定期借地権等 存続期間は 30 年以上 50 年未満 (23 条 1 項) または、
10 年以上 30 年未満とされている (同条 2 項)。」

241 頁下から 3 行目

大塚龍二 → 大塚龍児

264 頁 9 行目

[現 29 条] → [現 30 条]

288 頁 (索引) 「ま」の段

「前契約」を「せ」の段へ移動 (ぜんけいやく)